

給食のいすみ★いすみのお弁当

# 株式会社いすみ

おいしさと安心をお届け。  
いろいろなシーンでさまざまな「食」を創っています。

本社／愛知県丹羽郡大口町下小口三丁目123番地  
TEL(0587)95-7181(代)  
<https://izumi-lunch.co.jp>

◆愛知北営業所 (0587)95-6123  
愛知県HACCP導入認定施設 第1-4号

◆岐阜関営業所 (0575)22-6300



《企業フードサービス》社員レストラン・弁当給食  
《ウェルフェアフード 福祉施設給食及び食堂運営・サービス》在宅高齢者配食  
《学生フードサービス》学生食堂・幼稚園給食  
《ケータリングサービス》出張パーティー・仕出し料理



令和5年9月号

# 労基こうなん

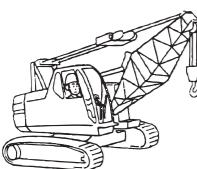
[発行] 江南労働基準協会  
〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1  
電話<0587>55-2341 携帯070-4470-4797  
FAX<0587>55-6125

[印刷] 大和企画株式会社

 安全を基本に、プロへの道をひらく

**免許講習**

- クレーン運転士(5T以上)
- 移動式クレーン運転士(5T以上)

 **技能講習**

- 玉掛け
- フォークリフト
- 小型移動式クレーン

国道23号 豊明インターより国道1号線を岡崎方面へ3.5km右側です

愛知労働局長登録教習機関 住友建機販売株  
**住友建機教習所 愛知教習センター**  
〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町深田1-1

TEL 0566-35-1311 FAX 0566-35-1300  
<http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>  
ネット予約はこちらから→ [すみともけんき 愛知](#)

**21世紀をすこやかに 職場の健康管理をサポートいたします**

**健 康 診 断**    **人間ドック**    **保 健 指 導**  
**精 密 檢 查**    **内 科**

事業所様(健保組合)指定項目など柔軟に対応させていただきます。  
ご予約・お問い合わせなど、お気軽にお電話いただければ幸甚です。

 **0120-582-751**

名古屋駅より徒歩約5分。名古屋駅地下街からアクセス可能です。

**一般財団法人 全日本労働福祉協会 東海診療所**

〒450-0333 名古屋市中村区名駅南1-24-20 名古屋三井ビルディング新館3階 TEL 052-582-0751



## 令和5年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

今年のスローガンは「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」

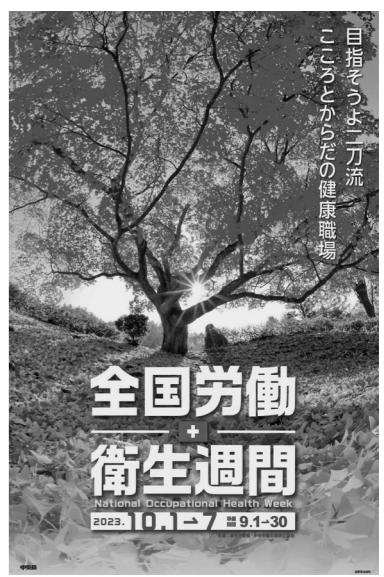
厚生労働省は、10月1日(日)から7日(土)まで、令和5年度「全国労働衛生週間」を実施します。今年のスローガンは、一般公募で募った322作品の中から、石井 彩音さん(茨城県)の作品「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」に決まりました。

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目になります。毎年9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

労働衛生分野では、高年齢労働者をはじめとした労働者の健康管理、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策やメンタルヘルス対策、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立支援をサポートする仕組みを整備します。また、化学物質対策では、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づく取り組みの徹底を図るとともに、各事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施を促進していきます。

### 全国労働衛生週間説明会(会場とオンラインのハイブリッド開催)

- 令和5年9月8日(金) 13時50分～
  - Home&nicoホール(江南市民文化会館) 2F 第一会議室
- 1 週間実施要項等 江南労働基準協会安全専門官
  - 2 特別講演：労働衛生における担当者としての健康診断結果の活用  
～社内で健康経営を推進するための柱～  
トヨダ産業保健師事務所 代表
- 両立支援促進員・登録保健師 健康経営アドバイザー  
豊田 将之氏



## 令和5年度全国労働衛生週間実施者の実施事項（抄）

## 1 全国労働衛生週間に実施する事項

- (1) 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- (2) 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- (3) 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- (4) 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- (5) 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

## 2 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

## (1) 重点事項

- ①過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
  - a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
  - b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
  - c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
  - d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報 提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
  - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

## ②「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づく メンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

## ③転倒・腰痛災害の予防に関する事項

- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
- b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
- c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
- e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
- f 小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の醸成・企業における取組の推進
- g ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施
- h 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

## ④化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業種を含む。）、金属アーチ溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造業者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルやSDSの内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

## ⑤石綿による健康障害防止対策に関する事項

- ⑥「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
- ⑦「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
- ⑧STOP!熱中症 クールワークキャンペーンに基づく熱中症予防対策の推進に関する事項
- ⑨「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

## ⑩小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- (2) 労働衛生3管理の推進等
- (3) 作業の特性に応じた事項

愛知県最低賃金が10月から  
1,027円に改正予定

労働基準部賃金課



令和5年8月4日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県最低賃金時間額986円を41円引上げ、時間額1,027円（令和5年10月1日効力発生予定）へと改正決定する旨の答申を受けました。

【写真】（写真左側 中山会長、写真右側 阿部局長）

## 【最低賃金の計算方法】

## 1. 時間給の場合

時間給÷最低賃金額（時間額）

## 2. 日給の場合

日給÷1日の所定労働時間÷最低賃金額（時間額）

ただし、日額が定められている特定（産業別）最低賃金が適用される場合には、  
日給÷最低賃金額（日額）

## 3. 月給の場合

月給÷1箇月平均所定労働時間÷最低賃金額（時間額）

## 4. 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金算定期間において出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した金額÷最低賃金（時間額）

## 5. 上記1～4の組み合わせの場合

例えば基本給が日給制で各手当（職務手当等）が月給制などの場合は、それぞれ上の2、3の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）と比較します。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部賃金課室又は労働基準監督署におたずねください。

## 日給制と月給制の組み合わせで支給されるBさんの場合

	基本給（日給）	6,000円
	M月の労働日数	20日
	職務手当	25,000円
	通勤手当	5,000円
	合計	150,000円
	年間労働日数	250日
	労働時間／日	8時間
	△△県最低賃金	950円

△△県で働く労働者Bさんは、基本給が日給制で、1日あたり6,000円、各種手当が月給制で、職務手当が月25,000円、通勤手当が月5,000円支給されています。M月は、20日働き、合計が150,000円となりました。なお、Bさんの会社は、1日の所定労働時間は8時間で、△△県最低賃金は時間額950円です。

Bさんのこの賃金が最低賃金を上回っているかどうかは次のように調べます。

（1）Bさんに支給された手当から、最低賃金の対象とならない賃金の通勤手当を除きます。

$$30,000円 - 5,000円 = 25,000円$$

（2）基本給（日給制）と手当（月給制）のそれぞれを時間額に換算し、合計すると、

$$\text{基本給の時間換算額 } 6,000円 \div 8\text{時間} / \text{日} = 750円 / \text{時間}$$

$$\text{手当の時間換算額 } (25,000円 \times 12\text{か月}) \div (250\text{日} \times 8\text{時間}) = 150円 / \text{時間}$$

$$\text{合計の時間換算額 } 750円 + 150円 = 900円 < 950円$$

## 自律的な管理を基軸とした新たな化学物質管理について（3）

～労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則が改正されました。～

化学物質の危険性・有害性は五感では感知できない場合が多く、これが化学物質による災害の大きな原因の一つにもなっています。化学物質を取り扱う人に直接的にその危険性・有害性を知らせることが災害防止対策に重要です。その情報伝達手段としてラベルや文書交付（SDS）があります。ラベルは直接的に労働者等にわかりやすく危険性・有害性を伝えるための手段と位置付けられています。まずは、ラベルに記載される情報の内容を理解しましょう。

## ① 製品の特定名

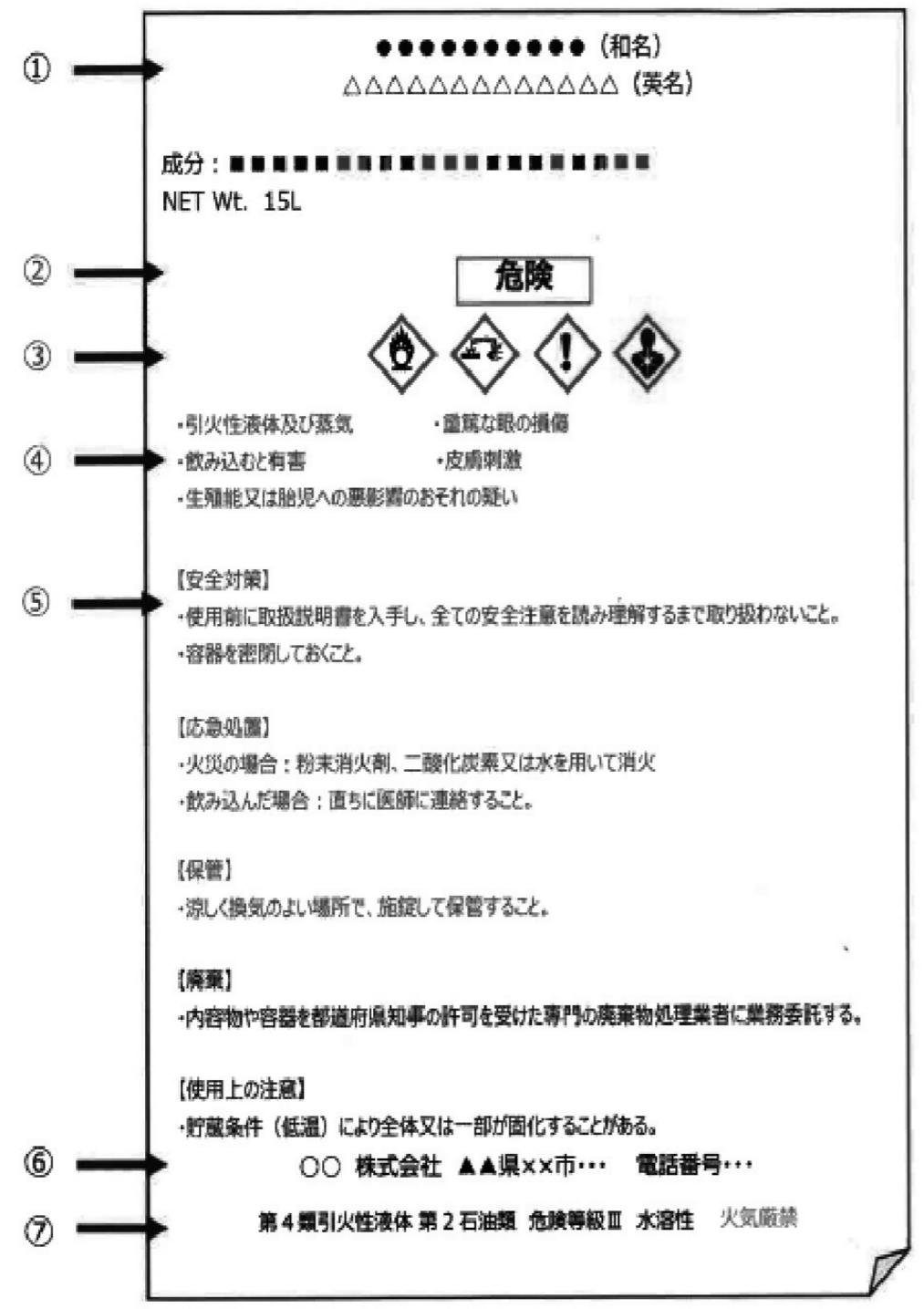
製品には化学品の特定名が示されている。成分が商業秘密情報にあたる場合は、その特定名がラベルに示されていないこともあるが、これらの成分が示す危険性・有害性情報が記載される。

## ② 注意喚起語

化学品を使用する人の注意を喚起するための言葉であり、「危険」と「警告」がある。「危険」はより重大な、「警告」は重大性の低い危険性・有害性及び区分に用いられる。両方が該当する場合には「危険」のみ記載されている。

### ③ 絵表示

(ピクトグラム)  
絵表示は危険性・有害性の種類とその程度が一目でわかるように工夫されたものであり、危険性・有害性を表すシンボルを赤枠で囲む。



GHS ラベル例

#### ④ 危險有害性情報

製品の危険性・有害性の種類とその程度を短い文言で表したものである。使用すべき危険有害性情報はGHS文書に危険性・有害性の種類、区分ごとに決められている。すなわち危険有害性情報を見れば当該物質の危険性・有害性の種類、重大性がわかるようになっている。

## ⑤ 注意書

「注意書き」は、被害を防止するため  
に取るべき対応についての文言をいい、  
「安全対策」、「应急措置」、「保管」、「廃棄」  
に分かれている。「注意書き」の文言はGHS文書の附属書に危険性・有害性の種類、区分ごとに決められている。

## ⑥ 供給者の特定

物質又は混合物の製造者又は供給者の名前、住所及び電話番号が示される。

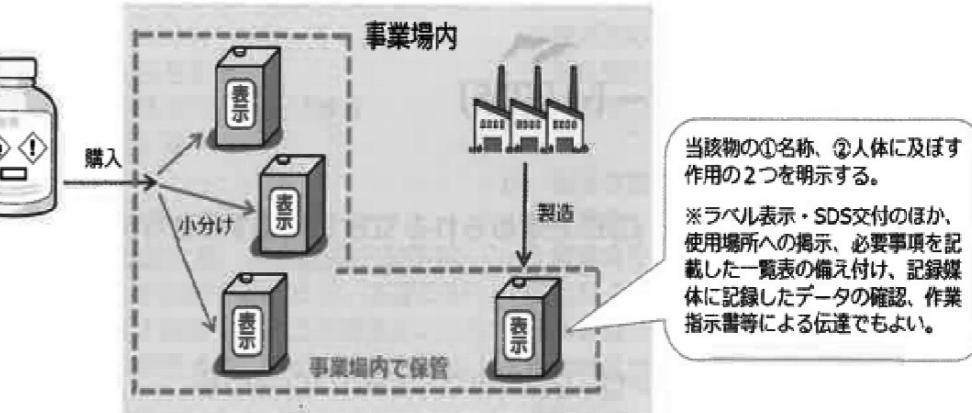
## ⑦ 補足事項

危険性・有害性に関する新たな情報や国内関連法令などが記載される。

総表示の表す危険有害性と取扱い安全の概要の例			
	危険有害性の概要	災害予防・低減対策	
危険性	爆発の標示 	熱や火花にさらされると爆発するような化学品	熱、火花、裸火、高温のような着火源から逃げること。禁煙。保護手袋、保護衣、保護眼鏡/保護面を着用すること。
	炎 	空気、熱や火花にさらされると発火するような化学品	熱、火花、裸火、高温のような着火源から逃げること。禁煙。空気に接触させないこと。(自然発火性物質) 保護手袋、保護衣、保護眼鏡/保護面を着用すること。
	円上の炎 	他の物質の燃焼を助長するような化学品	熱から遠ざけること。衣類および他の可燃物から遠ざけること。保護手袋、保護衣、保護眼鏡/保護面を着用すること。
	ガスボンベ 	ガスが圧縮または液化されて充填され、熱したりすると膨張して爆発するような化学品	換気の良い場所で保管すること。耐熱手袋、保護衣、保護眼鏡/保護面を着用すること。
	腐食性 	接触した金属または皮膚等を損傷させるような化学品	他の容器に移し替えないこと(金属腐食性物質)。粉じんまたはミストを吸入しないこと。吸引後はよく手を洗うこと。保護手袋、保護衣、保護眼鏡/保護面を着用すること。
有害性	どくろ 	急性毒性を有しており、飲んだり、触ったり、吸ったりすると急性的な健康障害が生じ、死に至るような化学品	この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。吸引後はよく手を洗うこと。頭皮膚、または衣類に付けないこと。保護手袋、保護衣、保護眼鏡/保護面を着用すること。
	健康有害性 	短期または長期に飲んだり、触れたり、吸ったりしたときに健康障害を起こすような化学品	この製品を使用する時に、飲食や喫煙をしないこと。吸引後はよく手を洗うこと。粉じん/ガス/ミスト/蒸気/スプレーなどを吸入しないこと。推薦された個人用保護具を着用すること。
環境	感嘆符 	ラベルでどのような危険有害性があるか確認(急性毒性、皮膚刺激性、眼刺激性、皮膚感作性、特定標準の機器毒性、オゾン層への有害性)	ラベルに記載された注意書きに沿った取扱いが必要。
	環境 	環境に放出すると水生環境(水生生物およびその生態系)に悪影響を及ぼすような化学品	環境への放出を避けること。

## 事業場内別容器保管時の措置（改正）

事業場の中で小分けするとき、何のラベル表示もしないまま別の容器に移し替えて、内容がわからずに入して災害が起きたという事例から、今回の改正により、ラベル表示対象物について、譲渡・提供時以外も、事業場内で保管する場合



はラベル表示・文書の交付やその他の方法により内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならないことになりました。「その他の方法」としては、使用場所への掲示、必要事項を記載した一覧表の備え付け、内容を常時確認できる機器の設置、作業手順書・作業指示書によって伝達する方法等によることも可能です。

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合（対象物の取扱作業中に一時的に小分けした際の容器や、作業場所に運ぶために移し替えた容器で保管を伴わない場合は対象外）
  - 自ら製造したラベルを表示対象物を、容器に入れて保管する場合

エッセイ 労務屋の昨今

## 賃上げ31年ぶり高水準 (争いのない日、待ち遠しい危機)

一般社団法人 東海労働経済研究所  
代表理事 小栗 利治  
(前愛知紛争調整委員会委員)

日経は5月13日付で3.89%のベア実施9割と報じた。ロシアのウクライナ侵攻が1年を超えた今日、中国は台湾に侵攻するのではないかと戦争の拡大に不安を感じつつも、日本の経営者は賃上げに踏み切って、労働者に報いることを選択した。正しい選択であると思いたい。

戦前・戦中の日本は、国外で戦争に明け暮れしていたと思っても差し支えない状況だった。働く人は貧しかった。

昭和6年、私の生まれた年に満州事変が勃発した。奉天（今の瀋陽）郊外柳条湖で満鉄線を日本の関東軍が爆破、それを中国軍の行動として軍事行動を開始した。

小学校1年生の昭和12年には、盧溝橋事件で演習中の日本軍に銃撃があったことを発端に日中戦争が勃発。日本では支那事変と呼んでいた。

昭和14年小学3年生の時には、第二次世界大戦が始まり、翌年国家総動員法が制定。小学4年生の時である。

昭和16年の小学5年生の時には、太平洋戦争が始まったが、この戦争を日本では大東亜戦争と呼んでいて、12月8日に日本の海軍がハワイ・真珠湾内の米軍に奇襲をかけ、同時にマレー半島にも陸軍が上陸する等戦争は拡大していった。

然しそれ以後昭和17年のミッドウェー海戦で、日本軍は米軍に敗れ、戦局は日本軍にとって敗戦の色が徐々に濃くなっていた。

結局、昭和20年に、広島、長崎に原爆が米軍により投下されるに及んで、日本は天皇の玉音放送により、ポツダム宣言を受諾して敗戦となり、米軍を中心とした占領軍による統治下に入った。その後、学制は6（小学）3（中学）3（高校）4（大学）となつた。



昭和22年には新しい日本国憲法が公布、施行された。

昭和24年には隣国支那から中華人民共和国が建国、毛沢東が国家主席となったが、翌年に北朝鮮を支援して、朝鮮戦争が勃発した。

日本は、昭和26年にサンフランシスコ講和条約と日米安全保障条約により、米国の支援を受ける独立国として復活した。

昭和24年、学制改革後の新制高校を卒業した私は、その年の秋、上京し、パン屋に就職、翌年の25年東京・千代田区神田にあった中央大学に入学した。朝鮮戦争が勃発した年である。食糧事情も悪く、喰うものがどこにもない、ひもじい日本であった。

入学の動機の一つに、高校時代、教師のすすめにより、性格改造のため、盛んに地方で開催されている弁論大会に出場、中日弁論研究会で知り合った、やがて総理大臣にもなった海部俊樹氏（中大⇒早稲田）を追ったことがある。中大2年次の時、中大では弁論部のことを辯達学会と称しているが、それに入部した。（比較的にその部内では好位置にいた。）

昭和29年3月中央大学法学部を卒業、アルバイトが契機で採用されていた旧労働省にお世話になったが、9人姉兄弟の長男、県外勤務は両親の要請もあって、愛知県内で勤務、その間、労働基準監督官に任官し、58歳で退官、その後社会保険労務士となって遠く山形、東京、大阪、大分等、県外にも顧問先を得て活動し、充実した日常を送り、現在も貴協会、名北、刈谷協会の機関誌に執筆の機会を得て、充実した日常を送っている。

然し地球上には人の住むところ、人の狭量が當時「いさかいの場」となって、割れて戦いがたえることがない。最後はどうなるのであろうか。今、ロシアが隣国ウクライナを攻めている。

今回の賃金大幅値上げのきざしを多とするが、戦が絶えたことがない地球人の狭量をなげく。

稻盛和夫氏亡くなる。京セラを一代で築き上げた。日本有数の好業績会社である。

経営者は嫌われる人が多いが、稻盛和夫氏は別人の人ようである。

マスコミなどその業績と人柄からその人を惜しむ声が大きい。

私が顧問先に選んで下さった旧南部鉄工協同組合の役員の方が、今から公務員を卒業した25年以上遡ることになるのであろうか、月に数回バン車に納品金物を積んで、鹿児島へ通っているという話を聞いた。名古屋から夜行で主に通う先は「京セラ」だった。日航のみならず、故稻盛氏のその経営哲学とポリシーに惹かれる人が、亡くなるまで絶えなかった。

立派な方であったので、その死を惜しむ方が多い。いつまでも愛される人は、少し早く逝く。もう少しこの世にとどまって下さるのを願う人が多いのに。何故急ぐ！

賃上げは時の要請。応えて、労働者不足に対応したい。

日本人の日本、ガンバレ！

「確かな未来」が会社を変える。

**中退共** で退職金。

「中退共」は中小企業のための  
国退職金制度です。

- ①国退職金制度!  
掛金の一部を国が助成します。
- ②外部積立型でラクラク管理!  
管理や運用の手間がかかりません。
- ③掛金は全額非課税でオトク!  
節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんも  
ご加入いただけます。
- 他の退職金・企業年金制度等  
との資産移換も可能です。

詳しくは  
ホームページをご覧ください

中退共 検索

# 生活習慣を改善して がんのリスクを軽減

男性のがん約4割、女性のがん約3割は、生活習慣や感染が原因だと考えられています。生活習慣を改善し、感染対策を行うことで、がんになるリスクを大きく下げることができます。



## リスクが約4割低下! がんのリスクを減らす 5つの健康習慣

5つの健康習慣を実践するだけで、男性で43%、女性で37%がんになるリスクが低くなります。  
(健康習慣を0または1つ実践する人と比べた割合)

### 1) 禁煙する

タバコは肺がんほか多くのがんに関連

- タバコを吸う人は禁煙する。
- タバコを吸わない人は受動喫煙を避け生活する。

### 2) 節酒する

飲酒は食道がん、大腸がんと強い関連(乳がんのリスクも高い)

- 1日あたり平均アルコール摂取量を純エタノール量換算で23g未満におさえる。
- 飲まない人、飲めない人は無理に飲まない。

1日あたりの飲酒量のめやす

- 日本酒…1合
- 焼酎・泡盛…原液で1合の2/3
- ・ワイン…ボトル1/3程度
- ・ウィスキー・ブランデー…ダブル1杯
- ビール大瓶(633ml)…1本

### 3) 身体を動かす

身体活動量が少ないのがんのリスクが高い

- 歩行またはそれと同等以上の強度の身体活動を毎日60分行う。
- 上記に加え、息がはずみ、汗をかく程度の運動を毎週60分程度行う。

### 4) 食生活を見直す

●減塩する。 塩分の摂りすぎは胃がんのリスクが高い

1日あたりの食塩摂取量のめやす (男性) 7.5g未満 (女性) 6.5g未満

●野菜と果物を摂る。 野菜・果物が少ないとがんのリスクが高い

1日あたりの野菜摂取量のめやす 350g

●熱い飲み物や食べ物は少し冷ましてから口にする。 热いままで食べる・飲むは食道がんのリスクが高い

### 5) 適正体重を維持する

太り過ぎ・やせ過ぎはがんのリスクが高い

太り過ぎ・やせ過ぎに注意する。

BMI値のめやす (男性) 21~27 (女性) 21~25

※BMI値=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

## 明るい職場は まず健康診断から

◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)  
☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)

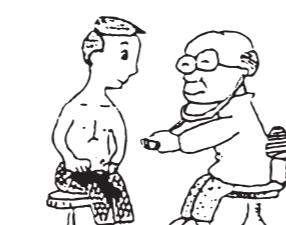
◎成人病健康診断(巡回)  
☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査  
☆腫瘍マーカー検査・眼底検査等

◎人間ドック(東海診療所)  
☆お得なセット料金により6コースあります

◎作業環境測定  
☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登載(23-44)



お申込みは、書面(またはハガキ)並びに電話(またはファックス)のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

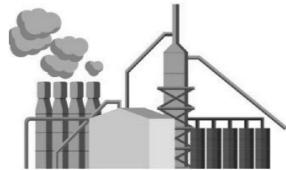
一般 財団法人 全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 TEL (052) 602-4747 FAX (052) 602-6821

## 総務部会主催 令和5年度優良工場見学研修会のご案内

～4年ぶりに工場見学会を再開します～

- ・日 時 令和5年11月24日(金) 江南市民文化会館南に集合
- ・見学工場 JFE名古屋製造所(半田市)(予定)  
高年齢労働者の災害防止対策優良工場
- ・その他の 参加費、見学後のコース等は未定  
多数の会員皆様の参加をお待ちしています。



## 令和5年 愛知県の全産業死亡災害一覧

愛知労働局 労働基準部 安全課

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因		
R5.6.29. 2023 15:50	墜落・転落トラック	被災者は他の労働者が運転するトレーラーの荷役作業していた際に高さ1.5メートル程の荷台から墜落し被災したもの。	事業場規模 9名以下	業種 陸上貨物取扱業 70代 玉掛け業者 経験 53年
R5.7.26. 2023 9:13	墜落・転落 その他の動力運搬機	コンテナを運搬するための車両のアーム部分に乗り、高さ2メートルのコンテナの上部にシートをかけていたところ、転落した。	事業場規模 50~99名	業種 パルプ・紙・紙加工品製造業 40代 管理者 経験 26年

## 愛知労働局管内死亡災害発生状況 (令和5年8月2日現在)

※( )内は交通事故による死者数で内数である。

業種	年別	令和5年			令和4年同期			令和4年確定値		
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製造業	5(0)	4(0)	8(2)							
食料品製造業	0(0)	1(0)	1(0)							
化学生産業	0(0)	0(0)	0(0)							
鉄鋼・非鉄金属	2(0)	0(0)	1(1)							
金属製品	1(0)	2(0)	2(0)							
一般・電気・輸送用	0(0)	1(0)	3(0)							
その他	2(0)	0(0)	1(1)							
建設業	2(1)	7(0)	12(0)							
土木工事業	0(0)	2(0)	4(0)							
建築工事業	2(1)	4(0)	6(0)							
その他	0(0)	1(0)	2(0)							
陸上貨物運送事業	3(0)	2(0)	4(0)							
商業	2(1)	0(0)	2(1)							
卸売業	1(0)	0(0)	2(1)							
小売業	1(1)	0(0)	0(0)							
その他	0(0)	0(0)	0(0)							
清掃・と畜業	3(0)	0(0)	0(0)							
上記以外の事業	1(1)	5(2)	11(4)							
合計	16(3)	18(2)	37(7)							
小計	0	38	0	39						

## 令和5年 労働災害発生状況

江南労働基準監督署

愛知労働局管内死亡災害発生状況  
(令和5年8月2日現在)

※( )内は交通事故による死者数で内数である。

業種	年別	令和5年7月末現在			昨年同期			業種	令和5年7月末現在			昨年同期		
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
食料品製造業	0	2	0	9				建設業	0	9	0	5		
織維工業	0	0	0	2				運輸交通業	0	17	0	18		
木材・木製品製造業	0	0	0	1				陸上貨物取扱業	0	10	0	7		
パルプ・紙・印刷・製本業	0	3	0	2				商業	0	14	0	21		
化学工業	0	6	0	4				金融・広告業	0	4	0	6		
窯業・土石製品製造業	0	2	0	2				保健・衛生業	0	52	1	26		
鉄鋼業・非鉄金属製造業	0	3	0	0				接客娯楽業	0	6	0	3		
金属製品製造業	0	6	0	10				清掃・と畜業	0	3	0	5		
一般機械器具製造業	0	5	0	1				その他事業	0	9	0	4		
電気機械器具製造業	0	1	0	1				合計	0	162	1	134		
輸送用機械器具製造業	0	5	0	5										
その他製造業	0	5	0	2										
小計	0	38	0	39										

注  
• 休業4日以上の労働災害を集計(労働者死傷病報告による)。  
• 「木材・木製品製造業」は、木製家具・装備品・製造業を含む。  
• 「金属製品製造業」は、金属製家具・装備品・製造業を含む。

## 愛知労働基準協会主催 技能講習等講習会予定表

- 江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。申込み用紙は愛知労働基準協会HPからダウンロードしてください。
- 紙面の関係で3か月分の予定を掲載しております。12月分～2月分は愛知労働基準協会HPをご覧ください。
- 満席の講習会が多いので、申込の前には必ず愛知労働基準協会のHPから定員状況を確認し、お申込みください。
- 日程が変更(追加)される場合がありますので、必ず愛知労働基準協会HPをご確認ください。

フ オ 技 3 1 ク 能 H リ コ ト ス 運 転		学 科		実 技					
		日	会 場	日	会 場	日	会 場	日	会 場
9月		7	ボーラ名古屋ビル	8.11.12	トヨタL&F中部白金	13.14.15	トヨタL&F中部白金	10.17.24	トヨタL&F北名古屋
		1	NSB東海	4.5.6	NSB東海	7.8.11	NSB東海		
		11	NSB東海	12.13.14	NSB東海	15.9.20	NSB東海		
		20	NSB東海	21.22.25	NSB東海	25.26.27	トヨタL&F中部白金		
		8	江南市民文化会館	10.17.24	稲葉製作所				
		5	ボーラ名古屋ビル	6.10.11	トヨタL&F中部白金	12.13.16	トヨタL&F中部白金	8.15.22	トヨタL&F中部小牧
		2	NSB東海	3.4.5	NSB東海	10.11.12	NSB東海		
		12	江南市民文化会館	15.22.29	稲葉製作所				
10月		16	NSB東海	17.18.19	NSB東海	20.23.24	NSB東海		
		19	豊和工業	19.23.24	トヨタL&F中部白金	25.26.27	トヨタL&F中部白金		
		6	ボーラ名古屋ビル	7.8.9	NSB東海	8.9.10	トヨタL&F中部白金	12.19.26	水谷運輸倉庫
		9	NSB東海	11.13.14	NSB東海	15.16.17	NSB東海		
		16	ボーラ名古屋ビル	20.21.22	NSB東海	20.21.22	トヨタL&F中部白金	27.28.29	トヨタL&F中部白金
11月									

技能講習	講習会の名称		会 場	9月	10月	11月
	(学)ボーラ名古屋ビル	(実)ヨリ教育センター	17		22	
ガス溶接【学科1日実技1日】	(学)ヨリ教育センター	(実)ヨリ教育センター	23		25	
	(学)豊和工業			4		
	(学)トヨタ教育センター			7		
	(学)ボーラ名古屋ビル					
	(実)愛知製鋼					
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者【学科2日実技1日】	(学)4.5	(学)2.3	(学)1.2			
	(実)6	(実)4	(実)3			
	(学)11.12.	(学)13.13	(学)6.7			
	(実)13	(実)14	(実)8			
	(学)14.15	(学)19.20	(学)13.14.			
	(実)16	(実)21	(実)15			
	(学)19.20	(学)23.24	(学)20.21			
	(実)21	(実)25	(実)22			
	(学)26.27	(学)29.30	(実)28	(実)12/2		
技能講習	とよはし産業人材教育センター					
	アイプラザ半田					
	江南市民文化会館				(学)30.12/1	(実)4or5
	トヨタ教育センター					
	(学)豊和工業	(学)7.8	(学)27.28			
	(実)ボーラ名古屋ビル	(実)9	(実)12/3			
有機溶剤作業主任者【学科2日】	4.5	5.6	1.2			
	14.15	12.13	13.14			
	25.26	26.27	29.30			
	ボーラ(リモート)					
	アイプラザ豊橋					
	アイプラザ半田				22.23	
	トヨタ教育センター					
	江南市民文化会館	6.7				
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者【学科2日】	7.8	2.3	6.7			
	19.20	10.11	13.14			
	23.24(土日)	17.18	20.21			
	江南市民文化会館					
	トヨタ教育センター					
	アイプラザ半田					
	小牧勤労センター					
	アイプラザ一宮					
	名古屋国際会議場					
	ボーラ名古屋ビル	23.24				
勉強会	ボーラ名古屋ビル	トヨタ教育センター				
	ボーラ名古屋ビル	産業用ロボット(検査・教示)				
	ボーラ名古屋ビル	電気自動車整備業務				
	ボーラ名古屋ビル	能力向上等				

能力向上等	講習会の名称		会 場	9月	10月	11月
	(学)ボーラ名古屋ビル	(実)ヨリ教育センター	11.12	10.11	9.10	
特別教育	乾燥設備作業主任者【学科2日】	岡崎勤労センター	13.14			
	高所作業車【学科1日実技1日】	(学)豊和工業	26			
	はい作業主任者【学科2日】	(実)ボーラ名古屋ビル	27or28or29	17.18	27.28	
	石綿作業主任者【学科2日】	ボーラ名古屋ビル	5.6	6.7	1.2	
	ボーラ(リモート)		11.12	12.13	9.10	
	名古屋国際会議場		15.16	30.31	29.30	
	ボーラ名古屋ビル				18.19(土日)	
	シヨヘルローダー等運転【学科1日実技3日】	(学)ボーラビリ				
機械研削等	機械研削等【学科1日実技0日】	トヨタ教育センター	19			
	産業用ロボット(検査・教示)【学科2日実技1日】	(学)ボーラ名古屋ビル	20.21.22			
	石綿作業従事者【学科1日】	ボーラ名古屋ビル	2.3			
	ダイオキシン【学科1日】	ボーラ名古屋ビル	4or5or6			
	安全衛生推進者【学科2日】	日本特殊陶業市民会館	11.12		13.14	
	衛生推進者【学科1日】	ボーラ名古屋ビル	13or14or15		15or16or17	
	マスクフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂				
	石綿調査者【学科2日】	国際会議場				
勉強会	ボーラ名古屋ビル		25.26	19.20		
	ボーラ名古屋ビル	ニックス総合作業主任者【学科4日】	17.18.19.20			
	ボーラ名古屋ビル	潜水士【学科2日】	30.31			

## 江南労働基準協会会報

## 江南労働基準協会 講習会・研修会予定表(9月～12月)

最新の情報は江南協会HPで

	講習	9月	10月	11月	12月	受講料(税込み)






</